

標識のウェブサイトでの掲載について

令和6年3月 改訂
(一社) 全国LPガス協会

標識のウェブサイトでの掲載について

液石法第7条に定める販売所の標識掲示について、従来の販売所店頭での掲示に加え、令和6年4月1日からウェブサイト上への掲載が求められることになった。（一部例外あり）

上記を踏まえ、経済産業省ガス安全室の協力により「掲載例」を示すが、これは「一例」であって、この方法以外では認められないという意味ではありません。

改正の主旨に合致していれば、これ以外の方法を採用されても全く問題はないとのこと。

① トップページのわかりやすい場所

- 事業者のトップページに、ピックアップコンテンツ的に掲載されているタイルやバナーをクリックすることで表示される。

〇〇プロパン株式会社

「標識はこちら」等の文字もしくは事業者標の小さな画像もしくはが掲示し、クリックすることで文字が読みとれる大きさで表示されるページにリンクすることが望ましい。

株式会社□□ガス

プレスリリース
・○月×日 > < + *
・▲月◇日

注目コンテンツ（表現は自由）

標識はこちら

②「お近くの事業所検索」の検索結果や「事業所一覧」ページの中

□□プロパン株式会社のネットワーク

- ・本社

東京都千代田区霞が関○-○-○
03-3○△□-×△□○

- ・関東支店

埼玉県さいたま市中央区新都心○番地○
04×-○△□-×△□○

- ・中部支店

愛知県名古屋市……………
052-96○-×△□○

標識の小さな画像もしくは、「標識はこちら」等の文字を掲示し、クリックすることで文字が読みとれる大きさで表示されるページにリンクすることが望ましい。

液化石油
ガス販売事
業者標識

液化石油
ガス販売事
業者標識

③「会社概要」等のページの最下部等

会社概要

社名：〇〇プロパン株式会社

本社：〒100-8913 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

創立：2001年1月6日

資本金：〇〇〇千円

役員：代表取締役社長 〇〇 〇〇……

事業内容：L P ガス供給販売……

液化石油ガス販売事業者標識

事業者標識をこの画面で読み取れるようなサイズで表示することが望ましい。

④ 標識の掲示方法について

- 標識のウェブサイト上での掲載は様式に従えば良いので、以下の2つの方法が考えられる。
 - ① H P で表形式で所定の内容が表示されるように作成する（※）。
 - ② 実際の事業所に掲示されている金看板をデジカメ等で撮影し、その画像をH P に貼り込む。
- いずれにせよ、標識で有る以上読み取れるサイズで表示されることが必要 （画像の場合は明るさなども注意）。作成においては、スマートフォンやタブレットでの表示を意識する。

(※) 複数の事業所を有する事業者においては、登録をうけた事業者ウェブサイトにおいてすべての事業所の名称・所在地を一括して一覧表にし、公表することも可能。

掲載例

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名 5 0 A 0 0 0 0
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	関東支店 埼玉県さいたま市新都心〇-〇-〇 中部支店 愛知県名古屋市◇◇◇〇-〇-〇 近畿支店 大阪府大阪市◇◇◇〇-〇-〇

ただし、あまりにも支店や営業所数が多い場合は、地域毎に区切りを入れる（例えば<関東地方>）など、見る方が知りたい販売所の情報を発見しやすいように工夫することが望ましい。

⑤ 4月1日に間に合わない場合の暫定措置

- トップページ（必須）の、「重要なお知らせ」（あるいはプレスリリース）欄に、令和6年4月1日までに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正に伴う、液化石油ガス販売事業者標識の掲示について」などの文書を掲載し、その本文に事業者標識を掲載する。
- ただし、本措置はあくまで暫定的なモノであり、速やかにHPを改修して、前述のような表記を行うこと。
- なお、表示義務違反に伴う罰則は20万円以下の罰金である。

【補足】

(1) グループ会社の場合はどう扱うのか。

- ・ 人格の異なる法人の場合は、各法人に掲示義務がある。
グループ会社が自身で管理するHPを持っている場合（従業員数5名以下を除く）は、当該グループ会社に掲載義務が生じることに留意。）
- ・ HPでグループ会社を掲載していることをもって、掲載元の事業者に掲載義務は発生しない。（掲載することを妨げるものでもない。）

〇〇プロパン株式会社のグループ企業

・△△株式会社

東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
03-5〇△□-×△□〇

https://www.sannkakusannkaku_puropann.□□

液化石油ガス
販売事業者
標識

人格の異なる法人
は掲載義務はない

・株式会社☆☆

神奈川県横浜市中区日本大通〇-〇-〇°
045-2△□-×△□〇

・△△株式会社

東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

03-5〇△□-×△□〇

https://www.sannkacusannkaku_puropann.□□

グループ企業が自らHPを運営している場合は、「△△株式会社」に掲載義務がかかります。

(2) 〇〇ホールディングスがホームページを持っており、その傘下にA販売事業者、B販売事業者、C保安機関などを掲載している場合は販売事業者のホームページではないので掲載の義務はかからないと考えるか。

→義務はないが、掲載することは妨げない／が望ましい。

(3) 複数の事業所を持っている販売事業者において、支店毎に掲載する場合、販売事業所の名称を〇〇支店の掲載だけでも可能か。

〇〇プロパン株式会社のネットワーク

・本社

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
03-3〇△□-×△□〇

・関東支店

埼玉県さいたま市中央区新都心〇番地〇
04×-〇△□-×△□〇

・中部支店

愛知県名古屋市中区〇-〇-〇
052-96〇-×△□〇

販売事業所の名称を〇〇支店

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名50A0000
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	関東支店 埼玉県さいたま市新都心〇-〇-〇

液化石油ガス販売事業者証	
登録番号	登録行政庁名50A0000
登録年月日	年 月 日
氏名または名称	〇〇プロパン株式会社
代表者の氏名	〇〇 〇〇
販売所の名称及び所在地	中部支店 愛知県名古屋市中区〇-〇-〇

→社名と販売事業所名が同一であれば良い。

(4) 事業規模が著しく小さい場合に該当する「常時雇用する従業員の数が5人以下である場合」とは液化石油ガス販売事業において雇用される従業員数で相違ないか。

→販売事業における従業員数のため、他事業は除外される。

(5) 液石法規則第8条には、「標識の掲示は様式四によりするものとする。」とあり、様式四には「30cm×40cm」と寸法が入っているが、どのように解釈したらよいか。

→販売事業所に掲示される場合のサイズのため、ホームページに掲載する場合はサイズの決まりはない。

ただし、見やすくする工夫はしてもらいたい。

(6) 代表者など記載事項が変更になった場合は、いつまでに変更すれば良いのか。

→「遅滞なく」変更すれば良い。(事業所に掲示する看板と同様)。

(7) 「常時雇用する従業員」とはパートやアルバイトが含まれるか。

→含まれる。